4.3.5 事前調査の記録の作成、備え付け及び保存

事前調査を行った際は、大防法及び石綿則に基づき、元請業者等及び事業者は事前調査結果の記録を作成しなければならない。また、当該記録の写しを除去等の作業中に現場に備え付けるとともに、作業終了後も保存しなければならない。

(1) 事前調査の記録の作成

大防法及び石綿則における事前調査の結果の記録事項は表 4.3.2 のとおりである。

大防法及び石綿則で別の記録を作成する必要はないが、これらの事項を網羅して作成する必要がある。 記録は、作業前ないし作業中に関係者に事前調査の結果を分かりやすく示すとともに、作業後にも都道 府県等や労働基準監督署による立入検査等において、調査が的確であったことが検証できるものであること

が必要である。

表 4.3.2 事前調	査の結果の記録事項
大防法	石綿則
(大防法施行規則第 16 条の 8)	(石綿則第3条第5項)
解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並び	
に法人にあってはその代表者の氏名	_
-	事業者の名称、住所及び電話番号
解体等工事の場所	解体等の作業を行う作業場所の住所並びに工事の名称
解体等工事の名称及び概要	及び概要
事前調査を終了した年月日	調査終了日
解体等工事を行う建築物等の設置の工事に着手した	着工日等(使用禁止が猶予されていたガスケット等の設
年月日(使用禁止が猶予されていたガスケット等の設	│ 置日を設計図書等で確認する方法により事前調査を行
置日を書面で確認した場合には、それらの材料の設置	った場合にあっては、設計図書等の文書で確認した着工
年月日も含む)	日及び設置日)
解体等工事に係る建築物等の概要	事前調査を行った建築物、工作物又は船舶の構造
解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業	事前調査を行った部分(分析調査を行った場合は、分
を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象と	析のための試料を採取した場所を含む)
なる建築物等の部分	
分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所	
並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関	
又は法人の名称	
 事前調査の方法	 事前調査の方法(分析調査を行った場合は、分析調査
3 1334 324 373724	の方法を含む)
- 調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名 ^{注)}	 事前調査のうち建築物に係るもの(着工日等を設計図
	書等の文書で確認する方法によるものを除く) を行った者
分析調査を行った場合は、分析調査を行った者の氏	首等の人首で確認する方法によるものを添く)を行うだち (分析調査を行った場合にあっては、当該分析調査を行
名及び所属する機関又は法人の名称	一、「のがいられている」というにあっては、当該のがいられている。
	- うに目を目も) うちも次し返めに手肘調査を失過する - めに必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定める
	者であることを証明する書類(分析調査を行った場合に
	もてめることを証めする音類(カが調査を行うた場合に あっては、適切に分析調査を実施するために必要な知識
	めりては、週切にカイト調査を失加するために必要な知識 及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者であ
	次の文能を有する者として孝王万働人民がためる者でめ ることを証明する書類を含む)の写し ^{注)}
解体等工事に係る建築物等部分における各建築材	事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用
料が特定建築材料に該当するか否か(特定工事に	の有無及び石綿等が使用されていないと判断した材料に
該当するものとみなした場合にあっては、その旨)及び	あっては、その判断の根拠(石綿含有ありとみなした場合
その根拠	にはその旨を含む)
	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -
_	が困難な材料の有無及び場所
注)令和 5 (2023)年 10 月 1 日施行	

1) 工事の名称及び概要

工事の概要については、工事の内容が分かる簡潔な記載でよく、工事の名称から工事の内容が分かる場合は工事の名称と同じ記載で差し支えない。

2)建築物等の概要、構造

建築物等の概要、構造には、鉄筋コンクリート造等の主要構造に関する情報、階数や延床面積等の規模に関する情報、建築物の場合は建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物の該当の有無の情報を記載する。

3) 作業の対象となる部分、事前調査を行った部分

工事が改修等工事の場合は、改修等を行う部分について事前調査を行うこととなる。記録では事前調査を行った部分を容易に特定できる方法で記録する必要があり、図面等に表示して記録することが望ましい。 解体工事の場合は、工事を行う建築物、工作物、船舶の全てが対象となるため、全ての部分であることを記録すればよい。

目視できない場所であって解体等工事が始まる前には調査できなかった場所があった場合については、解体等工事開始後に確実に調査がなされるよう記録を行う。

なお、目視できない場所であって解体等工事が始まる前に調査できない可能性がある場所の例として、 具体的には以下の部位が考えられる。

表 4.3.3 目視できない場所であって解体等工事が始まる前に調査できない可能性がある場所の例

1	スラブと外壁面間の層間部(層間ふさぎ)
2	外壁がプレキャストコンクリート板やカーテンウォールの場合の裏側、それらを取り付けている金物
	(ファスナー)部
3	渡り廊下の建物の接合部分のエキスパンションジョイント
4	内装仕上材(グラスウール断熱材、天井ボード、ウレタン吹付けなど)の裏
5	改修等工事で石綿含有吹付け材の上に無石綿のロックウールを吹付けた場合
6	厨房の調理台周辺の金属板やシンクの裏側、タイル張りの下地材
7	バスルームのタイル張りの下地材、ユニットバスの裏側の成形板、システムキッチンの裏側

4) 事前調査の方法

事前調査は書面調査及び現地での目視調査(必要に応じて分析調査)を行う場合や、過去の調査結果を確認する場合、書面で設置工事の着工日やグランドパッキン、ガスケットの設置日を確認する場合があるため、どのように調査したかを記録する。

分析調査は、偏光顕微鏡による定性分析、位相差・分散顕微鏡及びエックス線回折装置による定性分析、エックス線回折装置による定性分析及び定量分析、偏光顕微鏡による定性分析及び定量分析のいずれの方法で実施したかを記録する。

5)調査結果と判断根拠

石綿含有なしと判断するためには、以下のいずれかの方法による必要がある。

- 分析調査による方法
- ・ 調査対象材料について、製品を特定し、その製品のメーカーによる石綿等の使用の有無に関する証明 や成分情報等と照合する方法
- ・ 調査対象材料について、製品を特定し、その製造年月日が平成 18 (2006) 年 9 月 1 日以降 (使用禁止が猶予されていた特定の施設で使用するガスケット又はグランドパッキンにあっては、使用 禁止となった日以降) であることを確認する方法

記録にはいずれの方法で判断したか、その判断根拠として使用した書類を含めて記録する。石綿含有の可能性のある建材について、石綿なしと判断した場合は、その同一と考えられる建材範囲ごとに、判断根拠が明確となるよう記録を作成する。判断根拠として使用した書類は、石綿(アスベスト)含有建材データベースのプリントアウト、メーカーの石綿無含有証明資料、分析結果の報告書、過去に実施した調査結果、ガスケット等の交換記録などを添付し、石綿含有の有無の判断が適確に実施されたことが説明・検証できるようにしておく。

調査結果は、作業者へ石綿含有建材の使用箇所を的確に伝えられる形式で記録する。具体的には、石綿含有の可能性のある建材について、部屋や部位等を特定できるよう明記しつつ、石綿含有の有無の判断結果や名称を書面にとりまとめる。

分析調査の結果の記録には、分析調査によって明らかとなった石綿等の種類も記録する。また、ばく露防 止措置を講ずる際の参考とするために、分析調査において石綿等の含有率も測定を行っている場合は、含 有率も記録する。

分析を行った場合(特に石綿なしの場合)は、その根拠を明確にするため、試料採取箇所について、写真、図面への記入、スケッチ又はこれらを組み合わせる等により、試料採取箇所が特定できるように記録を 作成する。

なお平面図で表現しづらいものは書面調査で入手した断面図や詳細図等を用いたり、建材の種類別に 色分けしたり、石綿無含有の範囲についても表示するなど、使用箇所が一層分かりやすく示すことが望ましい。

(2) 事前調査結果の写しの備え付け

(1) でとりまとめた事前調査結果の記録の写しは、除去等の作業を実施している作業場に常に備え付けなければならない。作業者に石綿含有建材の有無、種類、使用場所、並びに解体等開始後に調査する場所等を確実に伝達し作業を進めるため、作業現場において、作業期間中に常に事前調査の記録の写しを保管し、作業者がいつでも確認できるようにしておく。元請業者等が工事すべての箇所を網羅した調査結果の記録を現場に保管し、関係下請負人の誰もが閲覧できる状況にしておくことも考えられるが、閲覧等の実務に支障を来す場合は各下請負人も記録を現場保管しておく。

(3) 記録の保存

事前調査結果の記録は、作業終了後にも調査が的確であったか検証できるよう、一定期間保存する。 保存期間は、大防法では解体等工事が終了した日から3年間、石綿則では全ての事前調査が終了した 日から3年間としている。記録の保存は、大防法では元請業者等のみに保管義務があるが、石綿則では下 請負人も含む事業者に保管義務がある。

なお、発注者及び建築物等の所有者においても、石綿飛散防止対策に対し責務を有していることから、 事前調査結果を保存することが望ましい。また、建築物等の改修等工事のために行った事前調査の結果は、 将来的に解体等工事が行われる際に参考となる可能性があることからも、これらの情報を発注者が保存して おくことが望まれる。

4.3.6 事前調査結果の発注者への説明

大防法では、元請業者は発注者に対して書面により事前調査の結果等を報告することが義務づけられている。

事前調査を行った調査者等は、書面調査、現地での目視調査時のメモ等をもとに、事前調査の記録を作成し(みなしや分析を行った場合にはその結果を含む)、元請業者は、調査者等の作成した記録をもとにして発注者への報告内容をとりまとめ、書面で報告する(報告事項は表 2.2.2 を参照。)。事前調査説明書面例を以下に示す。